

令和4年第1回守山市農業委員会総会議事録

第1回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年1月11日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 1 号～議第 5 号

議第 1 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定による守山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案に対し、意見を求めることについて

議第 3 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 1 号～報告第 4 号

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る軽微な変更を受付したことについて

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 9 戸田 守晃 |

1 0 山本 麻紀代 1 1 園田 耕三 1 2 寺田 英子
1 3 秋山 新治

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書 記	主幹	西村 拓也
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	係長	西川 孝司
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 1 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 1 時 55 分)

○議 長

それでは、令和４年第１回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件３件、その他案件２件、報告案件４件の合計９件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員および●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、

１番 北野 豊弘 委員

２番 川島 忠文 委員 を指名いたします。

○議 長 （第７条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第１号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第１号 農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 1 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 佐薙主事 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 1 号につきま
して提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 1 号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の面積が 5,000 m²を超えていますが、一つの筆で
すか。

○農政課 佐薙主事

はい、農地台帳に記載されている面積になります。

○●番 ●● ●●委員

畦畔を飛ばして「合筆」されているのでしょうか。

○農政課 佐薙主事

農地の面積は、登記されている情報が元になっています
ので、この農地は1筆で間違いありません。

○農政課 西川係長

今回の農地は、5,000 m²を超える1筆の農地であります。
実際には畦畔を飛ばした 10,000 m²以上の農地の一部にな
っております。

○議長 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採

決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする
ことに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計
画の決定することに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第2号を議題といたします。書記に議件の朗読
をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第2号 農業経営基盤強化促進法第
6条第1項の規定による守山市農業経営基盤の強化の促
進に関する基本的な構想案に対し、意見を求めることにつ
いて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第2号につきまして提案

理由のご説明を農政課より申し上げます。

○農政課 西川係長（第9条議案の説明）

農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づく
守山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
（案）に対し、農業委員会にご意見を求めるものでござい
ます。

説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、農業
経営基盤強化促進法第6条第2項に規定に基づきまして、
県が策定する基本方針に即して、本市の農業の基本的な構
想を定めるものでございます。

1つ目は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標。

2つ目は、農業経営の規模、生産方式等の農業経営の
指標。

3つ目は、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標
とすべき農業経営の指標。

4つ目は、農地の利用集積に関する目標等。

5つ目は、農業経営基盤強化促進事業に関する事項
など、農業の基本的な構想を定めるものでございます。先
ほど、ご審議いただきました「農地の利用権設定」につき
ましても、この基本方針に即して利用権設定していくもの

です。

市町の基本構想の見直しにあたっては、「市町が定めることができる」になっておりますが、本市では「基本構想」を定めまして、この基本構想に基づき、過去から「相対による利用権設定」や JA おうみ富士がこれまで「農地利用集積円滑化団体」としての農地の集積により、大きく前進した経緯がございます。そのような中、令和 2 年度から「円滑化事業」が廃止され、「農地中間管理事業」に統合されました。この事業の廃止により、本市の基本構想の改正が必要になり、また、令和 3 年 10 月には県の基本方針が改訂されたところで、この県の基本方針に即して見直しが必要になったものです。県の基本方針の期間に即して、令和 12 年度／2030 年度を目標とする変更を行いました。

手続きの流れとしまして、国の要綱に基づき令和 3 年 12 月 22 日に農業再生協議会に意見照会し、今回、法律に基づき農業委員会および農業協同組合に意見を伺うものです。その後、知事に協議し、同意を得たのち令和 4 年 3 月に告示の予定です。

今回の改正の内容は、

【議案書に基づいて、基本構想の見直しの内容を説明】

以上で、議第 2 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

認定農業者の平均の所得額はいくらかいなのでしょう
うか。また、年間労働時間は何時間なのでしょううか。

○農政課 西川係長

現在の目標値としまして、主たる従事者 1 名の場合、年
間所得額概ね 500 万円、年間従事時間 2,000 時間でござい
ます。労働時間の改正は無く現状のままです。

○●番 ●● ●●委員

目標値でなく、現状の平均などの統計はどのようになっ
ていますか。

○農政課 西川係長

現在の担い手の状況ということによろしいでしょうか。

年間所得が 500 万円を超えている経営体はもちろんあり
ますが、未到達の経営体もあります。未到達の経営体には
今後、経営改善計画により改善し認定していくものです。
す。

また、認定農業者の水準達成状況は、認定農家 88 経営
体の内 54 経営体が水準を達成している状況で、61%の達

成率です。

○●●番 ●●● ●●●委員

達成率ではなく、平均の所得や従事時間は分かりませんか。

○農政課 西川係長

平均の所得や従事時間の統計はありませんので、ご了承ください。

○議 長

●●● ●●●委員、よろしいでしょうか。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい。分かりました。

○議 長

他に意見等はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

昨年に報道にありました「みどりの食料システム戦略」では有機農業が取り上げられているので、これから有機農業を目指す新規就農者に対しての内容が見えませんが、支援などはあるのでしょうか。

○農政課 西川係長

今回の基本構想に定めるものではないと考えています。そちらに関しては、農業マスタープランの営農体系に係る

新規就農者の支援の中で考えていきたいと思います。

○議 長

他に意見や質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり基本的な構想(案)に対し意見無しとすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり意見無しとすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第3号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 3 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇番 566 平方メートルの田です。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、57.1 アール、通作距離は自宅の隣ということで 0 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 1,186 平方メートルの田です。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は 39.5 アール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図は同じく P 3)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,434 平方メートルの田、同じく〇〇〇 〇〇〇番 1,259 平方メートルの田の 2 筆です。譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および、〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、34.8 アール、通作距離は 1.1 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 344 平方メートルの畑です。

譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇下り〇〇 〇〇番地 〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲
受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇
〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおり
です。譲受人の経営面積は、135.1 アール、通作距離は 0.1
キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第2号の法人要件について
は、個人であるため適用ありません。第3号の信託要件に
ついては該当せず、第4号の農作業常時従事要件について
は、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50
アール）についても、面積要件を満たしているため該当し
ません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当
しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人の方は農業を廃止される方で、当該地は譲り受け人の住居に隣接する農地であります。譲り受け人は高齢であります。後継者もおられるので問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、2番と3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番は、農地の取得の条件である「5反要件」は、野洲市に約3反の耕作地があり、農業機械については野洲市の○○○の方に借りられるようで、誓約書に「3年間は耕作し、3年以内の転用はしない」旨が添付されています。

3番は、こちらも「5反要件」をクリアされており、農業機械はトラクターを所有されており、他の機械は○○町の方から借りられる計画になっています。また、取得後3年間は「転用しない」旨の誓約書があります。

ご審議程、よろしくお願いします。以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人は、遠方に住まいされ高齢であり後継者もないことから譲りたいとのことでした。譲り受け人は、当該地が自宅の近くであることから話がまとまったものです。

よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件の補足になりますが、当該地は「水田」としての利用が不向きですので、次月以降に「農地変更届」を提出され「畑」として利用されます。

以上です。

○議 長

他に、何かありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま

せんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 4 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 4 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 4 ページ、位置図は 7 ページです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でご

ざいまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 7、8)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 331 平方メートルの田です。申請人は、守山市〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。事由は貸資材置場です。

備考欄に記載のとおり、南側 隣地の造成工事（8月総会時転用許可済）と同時期に耕土をめくってしまって事前着工したという無断転用の是正案件で、これについては顛末書を提出してもらっています。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 292 平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇〇〇番〇 116 平方メートルの2筆で、ともに現況 畑です。申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地

○ ○○ ○○ さん ○○歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり贈与です。事由は貸駐車場です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第4号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番は、局長の説明のとおり、隣接の工事に合わせて盛り土がされましたが、隣接の農地には影響はありません。また、地区計画内ですので、周囲は開発されることが考えられます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番は、近くに保育園があり送迎時間にはたくさんの車が往来し通行に支障があることから、保育園から申請人にお問い合わせされたようです。周囲には影響が無いものと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

1番、2番とも担当地域の農業委員の説明のとおりです。
以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議長 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第5号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第5号につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書の5ページ、位置図は13、14ページをご覧ください。

今月は、1件でございます。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 575 平方メートルの田で、

譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。同じく〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 568 平方メ
ートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。同じく〇〇〇 〇〇〇〇番 505 平方メート
ルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳。同じく〇〇〇 〇〇〇〇番 568 平方メートル
の田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容
は売買。事由は資材置場および駐車場です。備考欄に記載
のとおり、開発事業同意に該当しますので、その状況を踏
まえて許可を下ろします。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区
域に近接していることから、許可相当と考えます。また、
一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農
地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第5号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当の●● ●●委員

から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありましたように、隣接の資材置き場の拡張ということであり、当該地はすでに荒廃化しており、自治会、農業組合の了承を得ていると聞いておりますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

隣接の資材置場と合わせて約3,000㎡の面積になるかどうかと思いますが、調整池の設置は必要ないのでしょうか。

調整池のいない範囲の面積で転用を続けることで、調整池の設置を逃れるのであれば問題です。本来の農地であれば貯水能力が高いので問題は起こらないと思うので、開

発の担当課で指導をお願いしてほしいものです。

○議長

開発の担当課の要件であり、農業委員会としての判断では無いと思います。

○●番 ●● ●●委員

今後もしも同じような案件があると思われるので、注意が必要と感じました。

○議長

このような転用の案件としては、用地の選定を問いますので、用地の選定には理由を説明できるものでなければなりません。事務局には、しっかり対応をお願いします。

○事務局

はい、分かりました。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号から報告第4号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

9件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について

11件の届出です。内容については記載のとおり

です。

報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可
に係る軽微な変更を受付したことについて

1件の報告です（内容について説明）。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

○●番 ●● ●●委員

報告第2号の4番の「自作」はどなたが耕作されるの
ですか。

○事務局

相続を受けられるまで「自作」の取り扱いでありました
ので、届出書のとおりとしました。今後、この相続人がど
なたかに貸し付けされることはあるかと思います。

○●番 ●● ●●委員

この農地は、家を建てられた農地の残地でありまして、
実際には、隣接の耕作者が耕作されています。

○議長 長

他になにかございませんか。

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 1 月 21 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

1 番 北野 豊弘 委員

2 番 川島 忠文 委員